

付議案第 29 号

文化財の指定解除について

上記の付議案を提出する。

令和 3 年 3 月 29 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

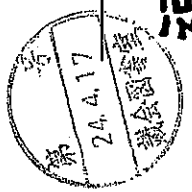
本件は、文化財の指定解除を行う必要があることから、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 14 号の規定により付議するものである。

文化財の指定解除について

福岡市文化財保護条例（昭和 48 年 福岡市条例第 33 号）第 20 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 3 月 19 日指定の福岡市指定無形文化財の指定が解除されたので、同項の規定に基づき告示する。

福岡市指定無形文化財

種 別	指 定 名 称	員数	所 在 地	所 有 者
芸 能	ちくぜんびわ 筑前琵琶	1 名	福岡市中央区今川 二丁目 7 番 62 号	中村チエ (芸名 中村旭園)



発行所  
福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市役所  
(総務企画局行政法制課)  
発行日 毎週月・木曜日

# 福岡市公報

平成24年3月19日 第5908号(別冊)

次ページ  
教育委員会  
○福岡市指定有形文化財等の指定(告示第9号)……………1  
教育委員会

福岡市教育委員会告示第9号  
福岡市文化財保護条例第4条第1項及び第19条第1項の規定に基づき、福岡市指定有形文化財及び福岡市指定無形文化財を次のように指定するので、同条例第4条第3項及び同条例第19条第3項の規定により告示する。  
平成24年3月19日

福岡市教育委員会

1 福岡市指定有形文化財

種別	指定名称	員数	所在地	所有者
考古資料	いんりやましやうぶつぼくばいよう 飯盛山出土瓦経	151点	福岡市西区大字飯盛09番地	宗教法人 飯盛神社 代表役員 牛尾秀司
	いんりやましやうぶつぼくばいよう 飯盛山出土瓦経	1点	福岡市早良区百道浜三丁目1番1号 (福岡市博物館)	波多野 聖雄
	いんりやましやうぶつぼくばいよう 飯盛山出土瓦経	3点	福岡市東区箱崎六丁目19番1号	国立大学法人九州大学 大学院人文科学研究院 考古学研究室
	いんりやましやうぶつぼくばいよう 飯盛山出土瓦経	3点	福岡市東区箱崎六丁目10番1号	国立大学法人九州大学 総合研究博物館
	いんりやましやうぶつぼくばいよう 飯盛山出土瓦経	4点	福岡市西区大字金武2028番地の1 (金武小学校)	福岡市

古文書	いんりやましやうぶつぼくばいよう 飯盛山出土瓦経	7点	福岡市早良区百道浜三丁目1番1号 (福岡市博物館)	福岡市
古文書	こていもんじ 小寺文書 附 小寺敬前所捐 三城藤巴教習紙、1歳	144点	福岡市中央区地行一丁目13番38号	小寺 敬三

2 福岡市指定無形文化財

種別	指定名称	員数	所在地	保持者又は保持団体
芸能	まきんぼんち 筑前琵琶	1名	福岡市中央区今川二丁目7番62号	中村予二 (芸名 中村旭園)

## ○福岡市教育委員会事務委任規則

昭和40年9月16日  
教育委員会規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条の規定に基づき、別段の定めがあるものを除くほか、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は臨時代理させる事項等について定めることを目的とする。

(平成20教規則1・平成27教規則10・一部改正)

(委任)

第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関し、基本方針及び計画を決定すること。
- (2) 教育委員会規則及び規程の制定及び改廃を行うこと。
- (3) 教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 重要な教育財産の取得及び処分を申し出ること。
- (5) 議会の議決を経るべき議案に関すること。
- (6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (7) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (8) 教科用図書を選択すること。
- (9) 通学区域の設定及び改廃を行うこと。
- (10) 高等学校入学者選抜に関し、方針を決定すること。
- (11) 附属機関の委員を委嘱及び解嘱すること。
- (12) 表彰を行うこと。
- (13) 訴訟及び審査請求に関すること。

**(14) 文化財の指定及び指定の解除を行うこと。**

2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち、特に必要と認めるものについて、その管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

(昭和48教規則5・昭和49教規則14・昭和52教規則12・昭和53教規則20・平成2教規則1・平成20教規則1・平成27教規則10・平成28教規則1・一部改正)

(専決)

第3条 教育長は、前条第1項第6号に掲げるもののうち、次に掲げる事項を除き、専決することができる。

- (1) 課長(課長相当の職にある者を含む。)以上及び教育機関の長の任免(死亡による退職及び解嘱を除く。)に関すること。
- (2) 教育委員会及び教育機関の職員の懲戒に関すること。

(平成20教規則1・追加, 平成23教規則3・平成28教規則1・一部改正)

(その他の付議事項)

第4条 教育長は、前2条の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、これを教育委員会に付議しなければならない。

(平成20教規則1・旧第3条繰下・一部改正)

(臨時代理及び報告)

第5条 教育長は、第2条第1項及び前条に定める事項について、教育委員会を招集する暇がない場合に限り、これを臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、次回の教育委員会に報告するものとする。

## 第 3 章 市指定無形文化財

## (解除)

第 20 条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 第 1 項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行なう。

4 市指定無形文化財について法第 71 条第 1 項の規定による重要無形文化財の指定があつたとき、又は県条例第 23 条第 1 項の規定により県指定無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

## 第 7 章 文化財保護審議会

## (諮問)

第 43 条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合においては、審議会の意見を聞かなければならない。

(1) 第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により指定を行おうとするとき。

(2) 第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により指定の解除を行おうとするとき。

(3) 第 19 条第 2 項(第 35 条第 4 項において準用する場合を含む。)若しくは第 4 項(第 35 条第 4 項において準用する場合を含む。)又は第 34 条の 2 第 2 項の規定により認定を行おうとするとき。

(4) 第 20 条第 2 項(第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。)又は第 34 条の 3 第 2 項の規定により認定の解除を行おうとするとき。

(5) 第 34 条の 2 第 1 項の規定により選定を行おうとするとき。

(6) 第 34 条の 3 第 1 項の規定により選定の解除を行おうとするとき。

(7) 第 29 条第 1 項の規定により選択を行おうとするとき。

(8) 第 35 条第 1 項の規定により登録を行おうとするとき。

(9) 第 36 条第 1 項の規定により登録の抹消を行おうとするとき。